

< 札幌市立西園小学校いじめ防止基本方針 >

1. いじめの定義

法令2条「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

2. いじめに対する基本的認識

いじめは、すべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき生徒指導上の重要な課題である。いじめ問題の解決のためには、まず「いじめは人として絶対許されない」「いじめられている子どもの立場に立つ」などのいじめ問題に関する基本的認識を明らかにし、家庭・学校・地域社会が相互の連携を図りつつ根気強く取組を進めていきたい。

<基本的認識>（「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」参照）

- 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- いじめの問題は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- 家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

3. いじめに対する組織的対応

西園小学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、いじめ対策委員会を設置する。

■いじめ対策委員会の設置

いじめ問題の防止・対応に関わる対策を行う。メンバーとして、校長、教頭、学年主任、学びの支援部員、養護教諭、スクールカウンセラーとし、必要に応じて特別支援巡回相談員、児童相談所、SSW、区の家庭支援相談、少年相談保護センター、警察機関等などの学校関係者も加わる。

■いじめ対策委員会の役割

- ① いじめ事案に対しては、いじめ対策委員会が中核となり組織的に対応する。
- ② いじめに対する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる
- ③ 重大事態が起こった場合は、いじめ対策委員会が中核になって調査を進める。
- ④ いじめ防止に向けた年間計画の作成や、P D C A サイクルでの検証を行う。

■会議の開催について

- ・月に1回開催する。（いじめアンケート実施と日程を合わせる）
- ・いじめの疑いを把握した時、出席可能な構成員のみで開催する。
- ・校長が不在時は教頭が開催を指示し、後に校長に報告する。
- ・会議の記録は毎回必須とする。

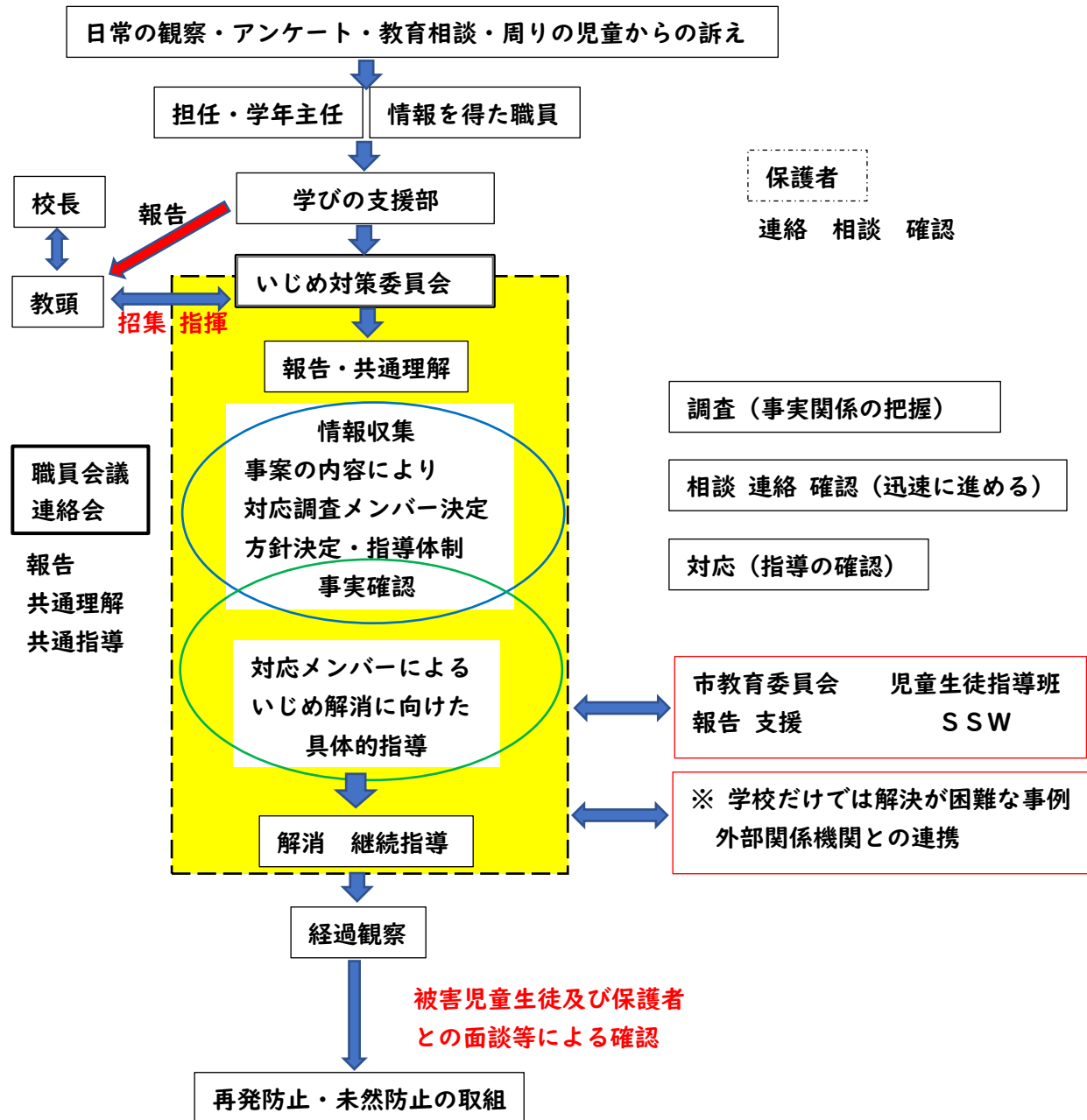
■校内の組織

- ・生徒指導に関わる情報交流・・・学びの支援部から職員会議など。
- ・発達や健康に問題傾向をもつ児童の交流・・・学びの支援部から職員会議など。
- ・いじめ対応に関わる情報交換・対策・・・いじめ対策委員会から職員会議など。

■家庭・地域・関係機関と連携した組織

- ・いじめ問題が発生した場合は、家庭との連携をいつも以上に密にする。初期の対応を大事に、家庭との情報共有をしつつ窓口を明確にし、親身に進める。いじめ解消の判断は、事案対処後3か月を目途とし、児童生徒及び保護者との面談等による確認をする。
- ・学校と家庭だけでは解決が困難な場合、市教委児童生徒担当、と連携する。
- ・学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組（マニュアルの実行、対処、情報など）に関する項目を位置付ける。

■組織的対応の流れ



札幌市いじめや子育て相談窓口

- ◇札幌市教育センター教育相談室 6 7 1-3 2 1 0
- ◇札幌児童相談所 6 2 2-8 6 3 0
- ◇札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 2 1 1-3 7 8 3
- ◇全国統一の教育相談ダイヤル 0 5 7 0-0 7 8-3 1 0
- ◇興正こども家庭支援センター相談電話 7 6 5-1 0 0 0
- ◇羊ヶ丘児童家庭支援センターYOU勇コール 8 5 4-2 4 1 5
- ◇札幌南こども家庭支援センター 5 9 1-2 2 0 0
- ◇札幌乳児院児童家庭支援センター 8 7 9-6 2 6 4
- ◇子どもの人権ホットライン 7 2 8-0 7 8 0
- ◇いじめ電話相談(市教委) 0 1 2 0-1 2 7-8 3 0
- ◇少年相談110番(道警本部) 0 1 2 0-6 7 7-1 1 0

< いじめ未然防止と早期発見・対応の取組 >

《めざす子どもの姿》

- かしこく：相手の話を聞くことよさを知る（知）
- やさしく：相手のよいところを見つけて伝える（徳）
- たくましく：失敗を恐れなくて挑戦し、失敗してもそこから学ぶ（体）

《家庭・地域との連携》

- ・ P T A
- ・ 学校評議員会
- ・ 民生児童委員
- ・ 西町地区青少年育成委員会
- ・ 手稲東中学校区青少年健全育成推進委員会

《校内組織》

- ◎ いじめ対策委員会
（生徒指導対応・いじめ防止対応）
- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 学年主任
- ・ 学びの支援部員（特別支援CO含） ・ 養護教諭
- ※スクールカウンセラーも加わる

《関係機関との連携》

- ・ 札幌市教育委員会
- ・ 児童相談所
- ・ 西警察署
- ・ 西区家庭児童相談室
- ・ 西区少年育成指導室
- ・ 札幌市子どもの権利救済機関
- ・ 子どもアシストセンター

《いじめの未然防止》

- 児童生徒が主体的に参加・活躍できるような活動や授業づくり、集団づくりを行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己肯定感・自己有用感を育む取組を行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、道徳教育・人権教育の充実や、読書活動、体験活動などの取組を進める。
- 「いじめ」について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ共通理解を図る。また、インターネット等の情報機器に関しては、情報モラル教育や出前授業などでも取り組む。
- 家庭（保護者）や地域に対しての周知と協力を働き掛ける。

今年度の重点的・具体的な取組

- ① 授業づくりと集団づくり・・・学年担任 職員全員が子どもたちの道しるべ
- ② 異学年交流・・・異年齢へのあこがれや敬い、ふれあいをより重視する
- ③ 情報モラル教室の継続的な指導・・・携帯教室マナーやトラブル防止について学ぶ

《いじめの早期発見》

- 日常的に子どもの観察・声かけを充実させ、些細な子どもの変容を見逃さない。
- 学級・学年はもとより、異学年交流活動・クラブ活動・委員会活動等のあらゆる集団における人間関係の把握に努め、気になる情報を共有する。
- 「悩みやいじめに関するアンケート」調査や「いじめアンケート」、教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- スクールカウンセラー、学びのサポーターからのフィードバックを大事に連携する。

今年度の重点的・具体的な取組

- ① 子どものよさや困りを捉える・・・PCのメッセージや打合せの場で、子どもの行為を共有
- ② アンケートと教育相談の充実・・・6月、8月、11月、2月に、悩みいじめ調査と聞き取り相談の充実
- ③ 児童理解の日常化・・・登下校時玄関でのふれあい、欠席連絡のない家庭への対話

《いじめへの早期対応・措置》いじめのS「スピード・セーフティ・シンミセイジツ」

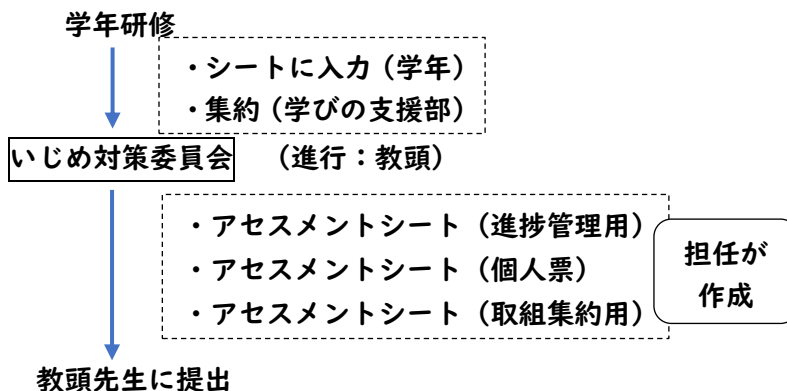
- 教職員は、情報が入るのを待つのではなく、自分から積極的に情報収集していく。
- 速やかに組織的な対応を図りつつ、必要に応じて関係機関との連携をする。
- いじめられている子ども、被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

今年度の重点的・具体的な取組

- ① 校内組織への位置付け・・・学びの支援部の中に位置付ける
- ② 初期対応と事実確認、被害児童対応、加害児童対応等の流れの共通理解
- ③ いじめ対応事例による研修会実施

「笑顔があふれる西園小」をめざして

〈いじめ対策委員会の流れ〉



＜ 取組の年間計画 ＞

	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者地域との連携
4月	17日 「西園小いじめ基本方針」の内容確認①	◇学級開き・学年開き	発育測定	<input type="checkbox"/> 「いじめ防止基本方針」「学校経営方針」HPにアップ
5月	8日 学びの支援全体会 19日 状況確認	◆学年学級経営交流会 ◆運動会子どもの育ち		<input type="checkbox"/> PTA交通安全指導 <input type="checkbox"/> 学校評議員への周知
6月	2日 状況確認		児童アンケート①	
7月	7日 状況確認			<input type="checkbox"/> 個人懇談（6月）
8月	25日 状況確認	◇学期はじめ児童観察 ◇「子どもの命の大切さを見つめなおす」月間	児童アンケート② 二計測	
9月	15日 状況確認	◆前期子どもの育ち		
10月	6日 状況確認 23日 学びの支援全体会	◆学習発表会 子どもの育ち		<input type="checkbox"/> 個人懇談（10月）
11月	24日 状況確認	◇参観日道徳授業実施	悩みやいじめに関するアンケート調査(市教委)②	
12月	8日 状況確認	◇学期はじめ児童観察	学校評価 教職員評価	<input type="checkbox"/> 土曜参観（12月）
1月	21日 状況確認			
2月	5日 学校評価による振り返り 9日 状況確認	◆一年間の子どもの育ち	児童アンケート③（2月）	<input type="checkbox"/> 学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を実施
3月	8日 学びの支援全体会 9日 状況確認 ○学校関係者評価結		次年度への引継	

	果を検証し「基本方針」の見直し ○次年度への引継ぎ		(3月)	
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・校内のいじめに関する情報の収集 ・対応策の検討 ・SCによる講演 または授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業体験活動 ・保健指導 ・道徳教育の充実 ・全校朝会、集会における校長講話 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察 ・SCによる相談 ・教育相談等の外部機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応策の検討 ・西町健全育成委員会協力